(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16年法律第112号)第40条第8項の規定に基づき、松戸市国民保護協議会(以下「協議会」 という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 協議会の委員の定数は、50人以内とする。

(会議)

- 第3条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に 諮って定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
 - (特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例(昭和31年松戸市条例第15号)の 一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

松戸市国民保護協議会委員	日額 8,500円
--------------	-----------